

川越市 AI デジタルドリルの導入仕様書

令和 8 年 3 月 27 日 (金)

川越市教育委員会教育指導課 ICT 教育担当

1 目的

本件は、川越市の市立小・中学校全校で利用する AI デジタルドリル (以下「ドリル」という。) を新規に導入する事業である。

ドリルの導入は、児童生徒にとって個々の習熟度に合わせた学習が可能となり、得意科目のさらなる強化や苦手科目の克服を支援することで学習意欲の向上を図ることができる。また、教員にとっても、児童生徒一人ひとりの習熟度が可視化され、個々にあった指導が可能になるほか、採点や授業準備が効率化されることで、児童生徒への対応時間の確保につながるものと期待している。

川越市教育委員会は、このようなドリルの特性を生かし、児童生徒一人ひとりに自分の能力を最大限に発揮できる「個別最適な学び」の環境を整備することで、児童生徒一人ひとりの基礎学力の向上を図るとともに、教員の人員不足や労働環境の改善などの課題にも対応したいと考えている。

2 定義

- (1) 川越市教育委員会を以下「発注者」という。
- (2) ドリルを提供する事業者を以下「受注者」という。

3 仕様書の範囲

本書は、ドリルの導入にあたり、発注者が受注者に要求する機能要件等を示すものである。

4 受注者選考方法、ドリルの利用期間、利用場所、支払方法

「川越市 AI デジタルドリルの導入に係る公募型プロポーザル実施要領 (兼募集要項及び説明書)」のとおり

5 調達ライセンス数及びドリルを利用する教科

- (1) 調達ライセンス数

児童生徒 24,800 人分 について、令和 8 年 7 月 27 日から令和 11 年 3 月 31 日まで、ドリルを利用できるライセンス数

$$\begin{aligned} \text{(参考)} \quad 1 \text{ ライセンス} &= \text{児童生徒 1 人の 1 ヶ月利用分} \\ 24,800 \text{ 人 (児童生徒数)} \times 33 \text{ ヶ月} &= 818,400 \text{ 人分} \end{aligned}$$

- (2) ドリルを利用する教科

- ・小学校 (国語、英語、算数、理科、社会) ※ 英語 5・6 年生は必須。
- ・中学校 (国語、英語、数学、理科、社会)

6 ドリルの利用環境

- (1) ドリルを利用する学校及び学校別の児童生徒数

- ・54 校 (小学校 32 校、中学校 22 校) 及び川越市教育委員会
学校別の一覧は別紙 1 のとおり

- (2) 教育用 (学校) ネットワーク環境

- ・各学校にインターネット接続用の 10GB 回線を敷設
 - ・教育委員会はインターネット接続用の 1GB 回線を敷設
 - ※共に WEB フィルタリングサービスを経由してインターネットに接続
- (3) ドリルを利用する端末機
- ・学習者用コンピュータ（クロームブック）を利用
 - ・教員及び教育委員会は、令和 9 年度から Windows11 のパソコンでも利用する予定
- (4) 教科用図書 発行者名
- ・小学校
 - 国語 光村図書出版株式会社
 - 算数 東京書籍株式会社
 - 理科 大日本図書株式会社
 - 社会 日本文教出版株式会社
 - 英語 開隆堂出版株式会社
 - ・中学校
 - 国語 光村図書出版株式会社
 - 数学 東京書籍株式会社
 - 理科 東京書籍株式会社
 - 社会（地理的、歴史的、公民的分野）
東京書籍株式会社
 - 英語 光村図書出版株式会社 ※中学 3 年生のみ東京書籍株式会社

7 基本要件

- (1) ドリルは、サービス提供型（SaaS）とする。
- (2) 原則として 24 時間 365 日運用できるものとする。ただし、データの退避、セキュリティパッチの適用等、ドリルの安定稼働に必要な予定された停止時間を除くものとする。
- (3) 標準的な WEB ブラウザ（Windows OS: Microsoft Edge・Chrome OS: Google Chrome、macOS・iOS: Safari）で使用できることとし、特別なソフトウェアを要しないものとする。
- (4) ウェブアクセシビリティを採り入れ、画面が見やすく、かつ感覚的に操作が行えるユーザビリティの高いドリルであること。
- (5) 児童生徒、保護者、教職員等の意見・要望等を踏まえ、機能改善や将来的な拡張が行われるドリルであること。
- (6) ドリルの提供に関して、関係法規や国の情報セキュリティポリシーに係るガイドラインを遵守しており、常に最新動向を把握し、プライバシーポリシーの見直し等、必要な対策を講じていること。
- (7) 提案書の内容（オプションにあたるものは除く）は、原則としてすべて履行すること。

8 セキュリティ要件

ドリルでは、児童生徒のアカウント情報や成績情報等、センシティブな情報を取り扱うため、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）を遵守するとともに、サイバー攻

撃対策に万全を期すこと。

- (1) データセンターの設置場所及び発注者固有データ（バックアップデータを含む）の保存場所は、日本国内に限定されていること。
- (2) マルウェア対策や不正アクセス対策等の情報セキュリティ対策が講じられた信頼性の高いクラウド環境下で運用し、安定的にドリルの提供が行えていること。
- (3) ログ取得機能（システムログ及び管理者権限を含むアクセスログ）を装備していること。
- (4) ドリルを構成する基本 OS 等のソフトウェアの脆弱性が公開された際は、その脆弱性の緊急度、重要度等を調査し、速やかに必要な対応を行う体制が整っていること。
- (5) 受注者内部の不正アクセスによる情報漏洩等の事案が生じないよう必要な対策を講じており、従事者に対して定期的に研修及び指導を実施していること。

9 障害対応要件

- (1) ドリルの障害発生を想定した復旧体制が常時整っていること。
- (2) 使用するサーバ等の情報機器は冗長化され耐障害性に強く、また、システムのレスポンスに支障をきたすことなく稼働するリソースを有すること。
- (3) ドリルの運用監視を常に行い、停止等の重度な障害が発生した場合は速やかに発注者へ報告し、復旧等の必要な対応を行うこと。
- (3) サーバ等の情報機器及びネットワーク機器等は 24 時間の監視がなされ、不正侵入や不正利用等が疑われる場合は原因調査・追跡が可能であること。
- (4) 不正アクセス等があった場合には、発注者に対し速やかに報告を行うこととし、必要に応じて、専門家による調査を実施すること。
- (5) 障害発生に伴うデータ消失が発生した場合は、自動又は手動で、最終バックアップ地点まで復旧できること。
- (6) 平常時、ドリルの提供停止に至る障害が発生した場合は、一営業日以内でのシステム復旧を目標にすること。
- (7) 大規模災害時、システムに甚大な被害が生じた場合は、システムは一か月以内に再開することを目標とすること。
- (8) 年間のドリルの稼働率は、前記「7 基本要件の(2)」を踏まえたうえで 99.5 パーセントを目標とすること。

10 ドリル機能要件

「(様式 4) 機能要件書兼回答書」のとおり。

但し、発注者が必須要件とした機能については、標準機能、個別カスタマイズ、代替方法により実現（開発中含む）できるものとする。

11 初期設定要件

- (1) ドリルの初期設定（パラメーター設定）値は、発注者との協議を踏まえて設定すること。
- (2) 児童生徒及び教職員等が利用するドリルのアカウント設定にあたり必要となる児童生徒情報の作成は、原則として発注者が準備することとする。

なお、発注者側が用意する児童生徒情報の作成にあたっては、作業が円滑に進むよう発注者へのアドバイスをを行うこと。

1.2 研修・マニュアル要件

- (1) ドリルに関する教員・教育委員会（管理者）向けの研修を行うこと。
なお、研修の日程や方式等については、発注者と受注者で協議のうえ決定する。
- (2) ドリルの基本操作等についてのマニュアルを発注者に提供すること。
- (3) 研修方法や次年度以降の対応及びマニュアルの提供方法等については、提案書に具体的な内容を記すこと。

1.3 運用支援に係る要件

- (1) 利用期間中は、教職員や教育委員会が問い合わせするサポート窓口を設置すること。
- (2) 元号改正、各種パラメーターの変更等の軽微な作業、名簿登録に伴う発注者作業の支援等については、本件のサービス利用料の範囲内で対応すること。
※ 当面の間、名簿登録については、発注者がグーグルアカウント情報を抽出したうえで、ドリルの機能等を利用して名簿登録を行うことを想定している。
- (3) 運用支援の具体的な内容（定期報告含む）については、提案書に具体的な内容を記すこと。

1.4 利用停止時に係る要件

発注者のドリル利用の停止後、受注者は、ドリルを構成するサーバ等から発注者の固有データを完全に消去、復元不可能な状態とし、契約終了日から2か月以内に書面で消去した証明書を提出すること。

1.5 事故時の対応に関する事項

- (1) 本件の遂行に支障が生じる可能性がある事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責の如何に係らず、直ちにその旨を発注者に報告し、速やかに応急措置を加えた後に、遅滞なく書面により詳細な報告並びに今後の方針案を提出すること。
- (2) 発注者の固有情報について、不正使用、漏洩、滅失、毀損その他の事故が発生した場合には、直ちに発注者に報告するとともに、必要な対策について協議すること。この場合において、発注者は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。
- (3) 発注者の固有情報について、不正使用等による事故が受注者の責に帰すべき事由により発生し、発注者又は第三者に損害を生じさせた場合には、発注者又は当該第三者に対し損害賠償の責任を負うこと。